

# デジタルテクノロジー株式会社 プロダクト販売条件書

## 第1条 (目的)

- ①本書は、お客様がデジタルテクノロジー株式会社（以下「弊社」という。）に交付した注文書に記載するプロダクト製品（ハードウェア製品、ソフトウェア・ライセンス製品等の第三者製品とし、以下「注文品」という。）に関し適用される販売条件を規定することを目的とする。
- ②お客様は、弊社から注文品を購入する（以下「本件取引」という。）にあたり、この販売条件書（以下「本書」という。）の規定に拘束されることに同意する。

## 第2条 (本書の適用地域)

- ①本書の適用地域は日本国内とする。
- ②お客様は注文品を日本国内で使用するものとする。なお、お客様が注文品を日本国外に持ち出す場合には、日本国及び外国諸国の輸出入関連法令を遵守の上、お客様の費用及び責任において行うものとし、弊社は当該輸出行為について何らの責任も負わない。

## 第3条 (承諾みなし)

お客様の注文に対して弊社が承諾の意思表示をすることにより本件取引に係る売買契約が成立する。但し、注文書の発行日から弊社の7営業日以内に弊社がお客様に諾否の通知をしない場合、弊社がお客様の注文を承諾したものとみなし、当該期間満了日に売買契約が成立する。

## 第4条 (納期と納入)

- ①弊社は注文書に定める納期にお客様の指定場所に注文品を納入する。
- ②弊社が注文品を納期に納入できないと判断したときは、両者合意の上、納期を再決定する。なお、弊社の責めに帰すべき事由により納期を変更する場合を除き、弊社は納期遅延の責任を免れる。

## 第5条 (受入検査)

- ①お客様は、納入された注文品の受入検査を直ちに実施し、誤りがなければ納品伝票に受領印を押印し、弊社に交付する。かかる納品伝票へのお客様による押印終了と同時に注文品の引渡完了とする。
- ②受入検査において注文品に弊社の責めに帰すべき外観上の汚損、破損その他種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）が発見された場合、お客様は注文品の受領後7日以内に弊社に書面通知するものとし、弊社は両者で協議決定した期間内に代品の納入又は当該契約不適合の修補による履行の追完のみを行う。
- ③お客様は、受入検査で不合格となった注文品を妥当な価額で引取る（以下「特別採用」という。）ことができる。特別採用による引取りをもって注文品の引渡完了とする。

## 第6条 (所有権の移転及び危険負担)

- ①注文品の所有権は、受入検査合格のとき又は特別採用のときに弊社からお客様に移転する。
- ②注文品の引渡前に生じた注文品の滅失、破損その他一切の損害はお客様の責めに帰すべき事由による場合を除き弊社の負担とし、注文品の引渡完了後に生じたこれらの損害は弊社の責めに帰すべき事由による場合を除きお客様の負担とする。

## 第7条 (支払)

- ①お客様は注文品の代金総額及びこれに対する消費税を注文書に記載された支払条件に基づき、弊社指定の銀行口座に現金振込により支払う。なお、振込手数料は別途定めのない限り、お客様の負担とする。
- ②お客様が代金の支払を遅延したときは、遅延日数1日につき契約金額に対して年率14.6%の遅延損害金を弊社に支払う。

## 第8条 (保証)

検査合格後又は特別採用後に注文品の品質に関して契約不適合が発見された場合、弊社は注文品の製造メーカー等（以下「メーカー等」という。）が定める保証期間及び保証条件を準用し、注文品の補修、代替品の引渡し等による履行の追完のみを行う。

## 第9条 (秘密保持)

- ①お客様及び弊社は、相手方が秘密を指定して開示した情報（以下「秘密情報」といい、お客様の顧客に関する情報を含む）及び個人情報を善良な管理者の注意をもって秘密情報の秘密を保持し、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、相手方から指定された目的外に利用し又は第三者に開示もしくは漏洩してはならない。
- ②お客様及び弊社は、履行目的の範囲を超えて秘密情報を複製又は改変してはならない。
- ③お客様及び弊社は、開示の目的が完了したとき又は相手方から要求があった場合、直ちに秘密情報を返還し、廃棄し、又は消去しなければならない。

## 第10条 (知的財産権の取扱い)

- ①注文品に関する知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権及びそれらの権利を

受ける権利、商標権、半導体の回路配置利用権、著作権ならびに営業秘密をいう。以下同じ。）は原権利者に帰属し、お客様に対してこれらの知的財産権の実施等を許諾するものではない。

- ②注文品に関する義務履行中に弊社又は弊社の使用人等が発明、考案を行った場合、及び意匠、著作物（プログラムの著作物及びその二次的著作物を含む）、回路配置、ノウハウその他の技術的成果の創作（以下「発明等」という。）を行った場合、これらの知的財産権及び発明等を出願する権利は弊社に帰属する。

## 第11条 (第三者の知的財産権に関する紛争処理)

- ①弊社は注文品又はその使用もしくは販売が第三者の日本国における知的財産権を侵害しないよう努める。
- ②注文品又はその使用もしくは販売が第三者の知的財産権を侵害し又はそのおそれがある場合には、弊社はお客様に対しその旨を速やかに通知するとともに、注文品に関してメーカー等が定める知的財産権の保証範囲を準用し、これを処理、解決する。

## 第12条 (再委託)

弊社は弊社の責任において注文品に関する業務を第三者に再委託することができる。

## 第13条 (債権譲渡の禁止)

お客様は、注文品に基づく金銭債権その他の債権の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保に供し又はその他の処分をしてはならない。

## 第14条 (保守サービス)

お客様は、注文品の保守サービスの実施を弊社に要請することができるものとし、保守サービスの実施条件についてはメーカー等が定める保守条件を準用し、両者間で別途定める。

## 第15条 (契約解除)

- ①お客様が次の各号の一に該当した場合、弊社は何らの通知催告を要せず本件取引の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 本書の規定に違反し、催告後相当期間内に違反状態が是正されないとき。
- (2) 破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てがあったとき、又は清算手続に入ったとき。
- (3) 支払の停止（1回だけの手形又は小切手の不渡りを含む）があったとき又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (4) 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立てがあったとき又は滞納処分を受けたとき。
- (5) 関係官庁から営業の許可取消処分又は停止処分を受けたとき又は営業の許可を返上しようとしたとき。
- (6) その他債務の履行が困難と認められる事由が生じたとき。
- ②前①項により弊社が本件取引を解除した場合、弊社からのお客様に対する損害賠償請求を妨げない。

## 第16条 (責任の範囲)

- ①弊社が本件取引の履行に関して自己の責めに帰すべき事由によりお客様に損害を与えた場合、弊社はお客様が現実には被った直接的な通常損害につき注文品の代金相当額を上限としてお客様に対し損害賠償責任を負う。
- ②お客様が本件取引に起因してお客様に生じた損害を賠償請求する場合、弊社に対して請求するものとし、メーカー等に対して請求しないものとする。

## 第17条 (暴力団等の排除)

- ①お客様及び弊社は、相手方が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」という）と関係を有することが発覚した場合、何らの通知催告を要せず本件取引の全部又は一部を解除することができる。
- ②お客様又は弊社は、前①項の規定に基づき本件取引の全部又は一部を解除したことにより相手方に損害が生じてもこれを一切賠償しない。

## 第18条 (準拠法及び管轄裁判所)

- ①本書は日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。
- ②本件取引に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第19条 (協議解決)

本書の解釈に疑義ある場合又は本書に定めなき事項については、お客様と弊社が誠意をもって協議しこれを解決する。

## 第20条 (本件取引終了後の扱い)

本件取引が終了した後も、第9条、第10条、第11条、第13条、第16条、第18条、第19条及び本条はその効力を有する。

以上